



# 健康・福祉・介護のひろば

問合せ 健康福祉課 ☎66・3111 健康担当134・135 福祉担当124・128 介護保険担当133 地域包括支援センター132

## 障害者差別解消法住民・事業者・行政合同講演会開催について

平成28年4月1日に施行された「障害者差別解消法」について、秩父地域の市町が共催で住民・事業者・行政向け講演会を開催いたします。法が円滑に施行され、秩父地域を暮らしやすい町にするためには行政職員だけではなく、住民や事業者の皆さんの御理解・御協力が不可欠ですので、多くの方の御参加をお待ちしております。

○日時 11月28日(木) 午後2時～4時(開場は午後1時30分)

※入場・参加費 無料 ※事前申込み不要、当日直接会場へ

※手話通訳・要約筆記有り

○場所 皆野町文化会館ホール(皆野町大字皆野1423番地)

※駐車場の収容台数に限りがあります。できる限り乗り合わせや公共交通機関の御利用をお願いいたします。

○講師 曾根 直樹 氏(日本社会事業大学 専門職大学院 准教授)

問合せ 健康福祉課福祉担当 ☎66・3111 内線124

## 特別障害者手当・障害児福祉手当について

日常的に介護を必要とする重度の障害(※)をもつ方に対して、次のような制度があります。

○特別障害者手当(20歳以上)

・支給月額 27,200円

(2,5,8,11月に3か月分を合算した額を支給)

・以下にあてはまる方は対象外となります。

- (1) 病院等に3か月を超えて入院している方
- (2) 本人または同居の親族の所得が一定以上ある方
- (3) 施設等に入所している方

○障害児福祉手当(20歳未満)

・支給月額 14,790円

(2,5,8,11月に3か月分を合算した額を支給)

・以下にあてはまる方は対象外となります。

- (1) 障害を支給事由とする公的年金を受給されている方
- (2) 本人または同居の親族の所得が一定以上ある方
- (3) 施設等に入所している方

※「重度の障害」の程度等、詳しくは秩父福祉事務所にお問合せ下さい

問合せ 県秩父福祉事務所 ☎22・6228

## 特定健康診査・後期高齢者健康診査を受けましょう

今年度の特定健康診査・後期高齢者健康診査は受けましたか？

自覚症状がなくても、気づかないうちに病気が進行し、深刻な状況を招く場合がありますので、年に一度の受診をお勧めします。

特定健康診査の対象は平成31年3月31日以前から長瀬町国民健康保険に加入している40歳以上の方、後期高齢者健康診査は後期高齢者医療保険加入者が対象です。

今年度発行の受診券の期限は12月31日です。予約が立て込む年末ではなく、早めに予約をして受診しましょう。

対象の方で、お手元に受診券が無い方は担当までご連絡下さい。

問合せ 健康福祉課健康担当  
☎66・3111  
内線134、135

## 更生相談

身体障害者の更生援護に必要な専門的な知識・技術についての相談及び指導を実施しています。補装具の処方及び適合判定、施設入所の判定、その他医療相談を無料で受けることができます。

手足・体の障害の相談

・12月9日(月) 熊谷児童相談所

予約制ですので、早めに健康福祉課へご連絡ください。

問合せ 健康福祉課福祉担当  
☎66・3111  
内線128

## ふれあいレクリエーションちちぶFUNピックについて

日時 12月7日(土) 午前10時～正午  
(受付 9時45分から)

場所 秩父特別支援学校 体育館

対象者 障がいのある人、高齢者、共にスポーツを楽しみたい人

持ち物 体育館シューズ、運動ができる服装

参加費 無料 申込み不要。当日体育館入り口で受付をします。

内容 ボッチャ、スポーツ吹き矢、輪投げ、スカットボール等のレクリエーション。お気軽に御参加下さい。

問合せ 県立秩父特別支援学校 ☎24・1361  
詳しくは、秩父特別支援学校HPをご覧ください。